

Ⅲ 令和4年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

1 令和3年度の地域別最低賃金の状況

(1) 全国の最低賃金

3年10月に各都道府県の最低賃金が発効され、2年度と比較すると、28円から32円の引上げ（引上額28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県）となり、最高額（東京都1,041円）と最低額（高知県及び沖縄県820円）の差は、221円（2年度221円）となった。

(2) 千葉県の最低賃金

千葉県の最低賃金は、953円（2年度925円）となり、2年度と比較すると、額にして28円、率にして3.03%の上昇となった。47都道府県中、6番目に高い金額となっている。

(3) 全国加重平均

3年度の全国加重平均は、930円（2年度902円）となった。

国は、年3%程度を目途として、全国加重平均が1,000円になることを目指すとしており、このまま年3%程度の上昇が続けば、6年度に全国加重平均が1,000円を上回る見込みである。

表10 千葉県の最低賃金と全国加重平均の推移

内容 / 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
千葉県の最低賃金	868円	895円	923円	925円	953円
同 上昇額	26円	27円	28円	2円	28円
同 上昇率	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%
全国加重平均	848円	874円	901円	902円	930円
同 上昇額	25円	26円	27円	1円	28円
同 上昇率	3.04%	3.07%	3.09%	0.11%	3.10%

2 最低額の現状と課題

(1) 現状と課題

市が定める最低額について、算出する基準が全ての職種で同一ではないこともあり、最低賃金の上昇により、市が定める最低額の上昇率のバラツキの幅が大きくなり、市が定める最低額と最低賃金との差が縮小するとともに、職種間におけるバランスが保てず、職種間の差額の縮小又は逆転が生じている。そもそも制定当初における職種間の差額の妥当性自体が定かではない点も含め、これにどのように対応し、市が定める最低額の算定基準をどうしていくかが、課題となっている。

最低賃金は年3%程度上昇し、建築保全業務労務単価は最低賃金ほどではないが右肩上がりで上昇しているが、人事院勧告を基にしている市職員給与は連動していない。そのため、市職員給与を勘案している職種については、最低賃金が年3%程度上昇する状況において、最低賃金との差額の縮小、職種間の差額の縮小、場合によっては職種間の逆転が生じている。市職員給与に代わる公的な指標を採用したいが、他に適切な指標が見当たらない。

全職種一律に最低賃金の上昇率と同率で引き上げること等も考えられるが、厳しい財政状況の中で市の財政負担が大きくなるだけでなく、事業者にも及ぼす影響も考慮すると難しい。

※市が定める最低額の算定基準

- ①野田市一般職の職員の給与を勘案（「施設の清掃業務、調理員等」、「火葬業務」、「施設の維持管理事務員、コンピュータ指導員等」、「給食配送員、運転士」、「栄養士、保育士等」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員、図書館業務従事者等」）
- ②建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等（市臨時職員の賃金等）を勘案（「施設の警備及び駐車場整理業務等」、「設備の運転管理及び保守点検業務等」、「介護支援専門員」）

※建築保全業務労務単価は、各地区別のそれぞれの職種の平均的な賃金に基づく単価であり、東京地区の単価をそのまま採用するのは適当ではないため、東京と野田市の地域格差も考慮し、単価の80%としている。

- ③野田市が既に締結した契約に係る労働者の賃金等（他の契約に係る賃金

相場を含む)を勘案(「介護職員、生活支援員等」、「施設の電話交換、受付及び案内業務」、「舞台機器操作業務」、「店長」)

特に計算式はなく、民間の契約も含め他の契約に係る賃金の相場を調査分析した上で、市が現に契約している業務に従事している労働者の賃金単価も考慮し、賃金の相場と乖離しないよう設定している。

④最低賃金の上昇率(平成30年度から)

(2) 事業者にあぼす影響

全職種一律に最低賃金の上昇率と同率で引き上げるなど、市が定める最低額を大幅に引き上げた場合、事業者に過度の負担を強いるとともに、同一事業者の従業員であるにもかかわらず、勤務場所により賃金が異なるなど、事業者の給与体系に影響が懸念される。

(3) 他自治体にあぼす影響

他自治体における職種別賃金の設定が進まない中、野田市だけが最低額を高く設定し、その財政負担が過大となった場合、他自治体における賃金条項型の条例制定のハードルを上げることにつながり、全国への広がりが増えることが懸念される。

3 最低賃金及び最低額の推移

(1) 最低賃金と最低額の差額の縮小

24年度における各職種の最低額と最低賃金との差額と3年度における差額を比較すると、「施設の清掃業務、調理員等」においては、24年度は、最低賃金756円に対し最低額は829円で、差額は73円であったが、3年度は、最低賃金953円に対し最低額は981円で、差額は28円となり、その差額は45円縮小している。「栄養士、保育士等」においては、24年度は、最低賃金756円に対し最低額は991円で、差額は235円であったが、3年度は、最低賃金953円に対し最低額は1,084円で、差額は131円となり、その差額は104円縮小している。「施設の電話交換、受付及び案内業務」においては、24年度は、最低賃金756円に対し最低額は1,000円で、

差額は 244 円であったが、3 年度は、最低賃金 953 円に対し最低額 1,032 円で、差額は 79 円となり、その差額は 165 円縮小している。建築保全業務労務単価を勘案する職種を除く全ての職種において、最低賃金との差額が縮小している。

「施設の清掃業務、調理員等」にあつては、3 年度における最低賃金と最低額との差額が 28 円と近接しており、最低賃金の上昇率に合わせて最低額も引き上げなければ最低賃金に逆転されてしまう状況となっている。

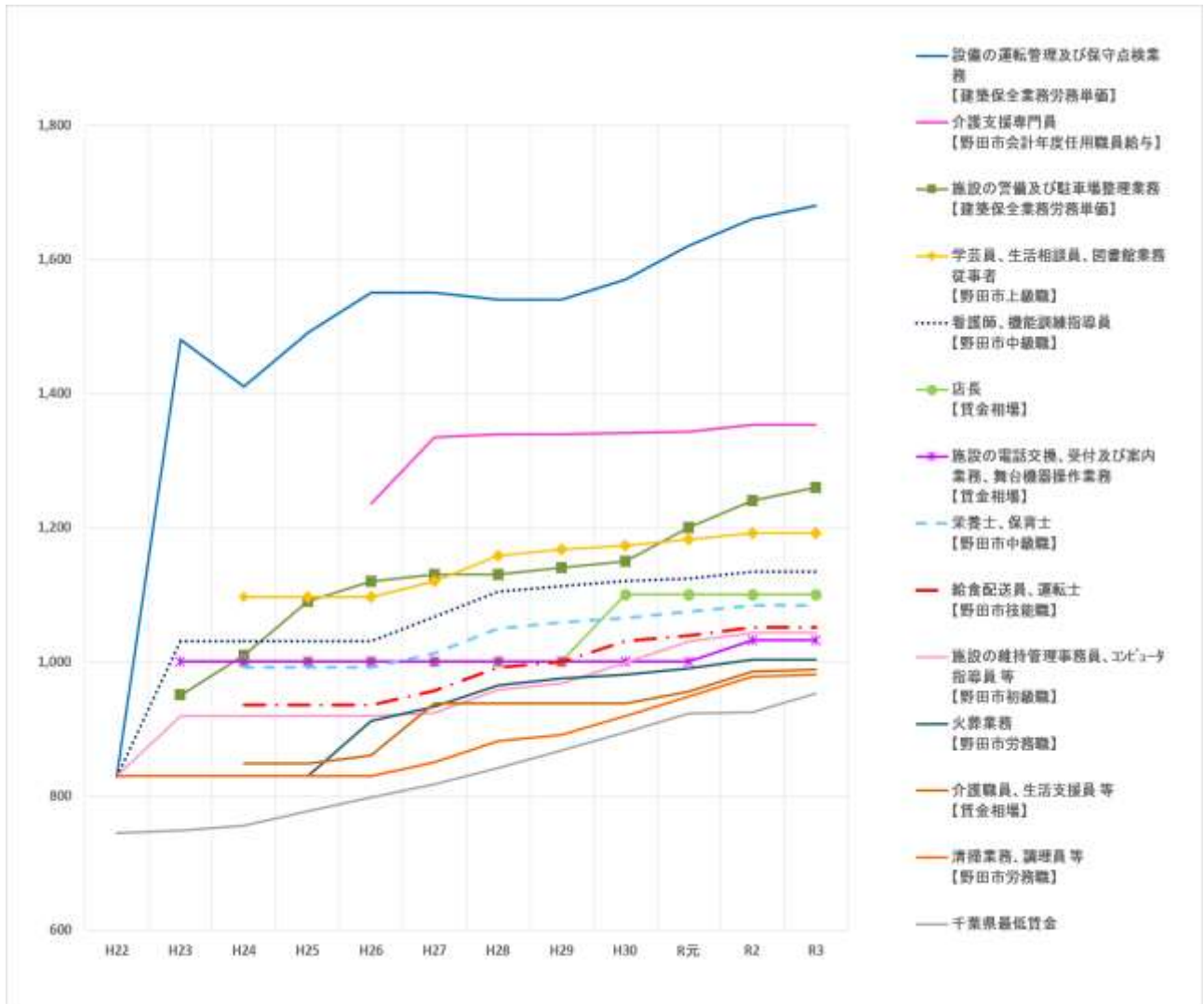
表 11 最低賃金と最低額の推移

単位：円-

職種 / 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R3-H24	
千葉県最低賃金	744	748	756	777	798	817	842	868	895	923	925	953	197	
設備の運転管理及び保守 点検業務【建築保全業 務労務単価】	最低額	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	270
	最低賃金との差額	85	732	654	713	752	733	698	672	675	697	735	727	73
介護支援専門員 【野田市会計年度任用職 員給与】	最低額	-	-	-	-	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	118
	最低賃金との差額	-	-	-	-	437	517	497	471	446	420	428	400	▲ 37
学芸員、生活相談員、図 書館業務従事者 【野田市上級職】	最低額	-	-	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	96
	最低賃金との差額	-	-	340	319	298	303	316	299	278	259	267	239	▲ 101
看護師、機能訓練指導員 【野田市中級職】	最低額	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	103
	最低賃金との差額	85	283	275	254	233	250	262	245	225	201	209	181	▲ 94
施設の警備及び駐車場整 理業務【建築保全業 務労務単価】	最低額	-	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	250
	最低賃金との差額	-	202	254	313	322	313	288	272	255	277	315	307	53
店長 【賃金相場】	最低額	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	100
	最低賃金との差額	-	-	244	223	202	183	158	132	205	177	175	147	▲ 97
施設の電話交換、受付及 び案内業務、舞台機器操 作業務【賃金相場】	最低額	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	32
	最低賃金との差額	-	252	244	223	202	183	158	132	105	77	107	79	▲ 165
栄養士、保育士 【野田市中級職】	最低額	-	-	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	93
	最低賃金との差額	-	-	235	214	193	196	207	191	170	151	159	131	▲ 104
給食配送員、運転士 【野田市技能職】	最低額	-	-	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	116
	最低賃金との差額	-	-	179	158	137	140	149	132	136	116	126	98	▲ 81
施設の維持管理事務員、 コンピュータ指導員等 【野田市初級職】	最低額	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	124
	最低賃金との差額	85	171	163	142	121	107	116	100	103	107	118	90	▲ 73
火葬業務 【野田市労務職】	最低額	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	174
	最低賃金との差額	85	81	73	52	114	116	123	107	86	67	78	50	▲ 23
介護職員、生活支援員等 【賃金相場】	最低額	-	-	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	140
	最低賃金との差額	-	-	92	71	62	121	96	70	43	32	60	35	▲ 57
清掃業務、調理員等 【野田市労務職】	最低額	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	152
	最低賃金との差額	85	81	73	52	31	33	40	23	24	25	53	28	▲ 45

※介護支援専門員は、H26との比較

図1 最低賃金と最低額の推移



(2) 最低額の上昇率のバラツキ及び職種間の差額の縮小又は逆転

24年度から3年度にかけての各職種の上昇率を見ると、近年の最低賃金の大幅な上昇（年3%）に対応するため、最低賃金が最低額を上回るおそれがある職種に限定し、30年度から最低賃金の上昇率を反映させることとしたことも手伝って、「施設の電話交換、受付及び案内業務」の3.2%から「施設の警備及び駐輪場整理業務等」の24.8%まで上昇率のバラツキの幅が大きくなっている。

24年度時点での直近下位の職種との差額が3年度にどうなっているかを見ると、「栄養士、保育士等」と「給食配送員、運転士」との差額は、24年度は56円であったが、3年度は33円となり、23円縮小し、「施設

の維持管理事務員、コンピュータ指導員等」と「介護職員、生活支援員等」との差額は、24年度は71円であったが、3年度は55円となり、16円縮小するなど、多くの職種で差額が縮小している。「介護職員、生活支援員等」と「火葬業務」、「施設の電話交換、受付及び案内業務」と「栄養士、保育士等」、「看護師、機能訓練指導員」と「施設の警備及び駐車場整理業務等」にあつては、逆転が生じている。

表 12 最低額の上昇率と間差額の推移

単位：円

職種／年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R3-H24
設備の運転管理及び保守 点検業務【建築保全業 務労務単価】	最低額(円)	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	270
	対H24比上年率	-	-	-	5.7%	9.9%	9.9%	9.2%	9.2%	11.3%	14.9%	17.7%	19.1%	
	直近下位との間差額	-	-	-	-	315	216	201	201	229	277	307	327	12
介護支援専門員 【野田市会計年度任用職 員給与】	最低額(円)	-	-	-	-	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	118
	対H24比上年率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	直近下位との間差額	-	-	-	-	139	214	181	172	168	161	161	161	22
学芸員、生活相談員、図 書館業務従事者 【野田市上級職】	最低額(円)	-	-	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	96
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.2%	5.7%	6.5%	7.0%	7.8%	8.8%	8.8%	
	直近下位との間差額	-	-	65	65	65	53	54	54	53	58	58	58	▲7
看護師、機能訓練指導員 【野田市中級職】	最低額(円)	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	103
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	3.5%	7.1%	8.0%	8.6%	9.0%	10.0%	10.0%	
	直近下位との間差額	-	-	21	▲59	▲89	▲63	▲26	▲27	▲30	▲76	▲106	▲126	▲147
施設の警備及び駐車場整 理業務【建築保全業 務労務単価】	最低額(円)	-	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	250
	対H24比上年率	-	-	-	7.9%	10.9%	11.9%	11.9%	12.9%	13.9%	18.8%	22.8%	24.8%	
	直近下位との間差額	-	-	10	90	120	130	130	140	50	100	140	160	150
店長 【賃金相場】	最低額(円)	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	100
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
	直近下位との間差額	-	-	0	0	0	0	0	0	100	100	68	68	68
施設の電話交換、受付及 び案内業務、舞台機器操 作業務【賃金相場】	最低額(円)	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	32
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	3.2%	
	直近下位との間差額	-	-	9	-	9	▲13	▲49	▲59	▲65	▲74	▲52	▲52	▲61
栄養士、保育士 【野田市中級職】	最低額(円)	-	-	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	93
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.2%	5.9%	6.9%	7.5%	8.4%	9.4%	9.4%	
	直近下位との間差額	-	-	56	56	56	56	58	59	34	35	33	33	▲23
給食配送員、運転士 【野田市技能職】	最低額(円)	-	-	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	116
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.4%	6.0%	7.0%	10.3%	11.1%	12.4%	12.4%	
	直近下位との間差額	-	-	16	16	16	33	33	32	33	9	8	8	▲8
施設の維持管理事務員、 コンピュータ指導員等 【野田市初級職】	最低額(円)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	124
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.5%	4.2%	5.3%	8.6%	12.1%	13.5%	13.5%	
	直近下位との間差額	-	-	71	71	59	▲14	20	30	60	75	58	55	▲16
介護職員、生活支援員等 【賃金相場】	最低額(円)	-	-	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	140
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	1.4%	10.6%	10.6%	10.6%	10.6%	12.6%	16.2%	16.5%	
	直近下位との間差額	-	-	19	19	▲52	5	▲27	▲37	▲43	▲35	▲18	▲15	▲34
火葬業務 【野田市労務職】	最低額(円)	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	174
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	10.0%	12.5%	16.4%	17.6%	18.3%	19.4%	21.0%	21.0%	
	直近下位との間差額	-	-	0	0	83	83	83	84	62	42	25	22	22
清掃業務、調理員等 【野田市労務職】	最低額(円)	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	152
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.5%	6.4%	7.5%	10.9%	14.4%	18.0%	18.3%	

※介護支援専門員に關係する差額はH26との比較

4 最低額の設定に係る基本的な考え方

- 最低賃金の上昇が今後も見込まれる中で、単に最低賃金を上回ればよいということにすると、労働者の適正な労働条件を確保することにより公契約に係る業務の質を確保するとの公契約条例の意義が失われてしまうため、市が定める最低額は最低賃金を上回るように設定するとともに、職種別賃金は維持する。
- 大幅な最低額の引上げは、事業者の賃金体系に与える影響や市の負担が過大となることが予想されるため、公契約条例の全国への広がりが難しくなることを考慮して対応する。
- 長期継続契約及び指定管理協定においては、期間中に最低賃金が最低額を上回ることがないよう対応する。

5 令和4年度最低額の設定

4年度の最低額の設定に当たり、現在の職種を継続するものとして、以下の3パターンについて、4年度に生じる新たな財政負担を比較した。

財政負担は、3年3月時点の適用労働者の賃金の支払実績を個々に確認し、新たに設定する市が定める最低額に満たない者の賃金の差額を負担することとして算出した。また、長期継続契約等の契約期間を考慮した場合と長期継続契約等の契約期間を考慮せず一斉に更新するものと仮定した場合をそれぞれ算出した。

パターン① 最低額が最低賃金に逆転されるおそれがある職種に限定して最低賃金の上昇率を勘案する場合

パターン② 建築保全業務労務単価を勘案する職種以外の全ての職種について最低賃金の上昇率を勘案する場合

パターン③ 年間所定労働時間を2,015時間から1,884時間に改める場合

パターン①は、事業者の負担、事業者の賃金体系への影響を考慮しつつ、市の財政負担が必要最小限に抑えられるメリットがある。最低賃金に逆転されるおそれがある「施設の清掃業務、調理員等」、「介護職員、生活支援員

等」、「火葬業務」に限定して最低賃金の上昇率を勘案して算出し、市の財政負担は5,258千円（契約期間を考慮しない場合は7,700千円）となった。

パターン②は、職種間の逆転のおそれはないが、パターン①と比較した場合、市の財政負担は1,536千円（契約期間を考慮しない場合は2,348千円）増加する。

パターン③は、将来的には最低賃金に逆転されるおそれがあり、かつ、パターン①と比較した場合、市の財政負担は4,292千円（契約期間を考慮しない場合は5,961千円）増加する。

それぞれを比較すると、令和4年度の最低額については、厳しい財政状況において、必要最小限の財政負担となるよう、パターン①の最低額が最低賃金に逆転されるおそれがある職種に限定して最低賃金の上昇率を勘案して設定することが妥当であると考える。

表 13 令和4年度に生じる財政負担

	3年度 最低額	4年度最低額		
		パターン①	パターン②	パターン③
施設の清掃業務、調理員等	981円	1,011円	1,011円	1,011円
介護職員、生活支援員等	988円	1,018円	1,018円	1,018円
火葬業務	1,003円	1,034円	1,034円	1,073円
施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務	1,032円	1,032円	1,064円	1,032円
施設の維持管理事務員、コンピュータ指導員等	1,043円	1,043円	1,075円	1,065円
給食配送員、運転士	1,051円	1,051円	1,083円	1,098円
栄養士、保育士等	1,084円	1,084円	1,117円	1,160円
店長	1,100円	1,100円	1,134円	1,100円
看護師、機能訓練指導員	1,134円	1,134円	1,169円	1,213円
学芸員、生活相談員、図書館業務従事者等	1,192円	1,192円	1,229円	1,275円
介護支援専門員	1,353円	1,353円	1,394円	1,353円
財政負担（契約期間を考慮）		5,258千円	6,794千円	9,550千円
財政負担（契約期間を考慮せず）		7,700千円	10,048千円	13,661千円

6 職種の新設及び統合について

(1) 職種の新設

「介護職員、生活支援員等」の最低額は、職種を設定した 24 年度時点で、最も金額の低い「施設の清掃業務、調理員等」との差が 19 円であったが、3 年度はその差が 7 円にまで縮小している。

介護職員、生活支援員等の中には、介護福祉士等の国家資格を有する者がいる状況を受け、資格を有する者の処遇改善に資するため、「国家資格を有する者」と「国家資格を有しない者」に分割する。

なお、国家資格は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士を想定している。

(2) 職種の統合

「施設の電話交換、受付及び案内業務」及び「舞台機器操作業務」については、実際の賃金水準を勘案しているが、職種別賃金の区分を整理し、職種間の差額の縮小又は逆転のリスクを軽減するため、過去の最低額の推移を踏まえ、「給食配送員、運転士」に統合する。

令和4年度の最低額

1 最低賃金の上昇率を反映する職種

(1) 施設の清掃業務等

市職員（労務職）の給与を勘案しているが、4年度の最低賃金（3.0%上昇すると仮定して982円）に逆転されるおそれがあるため、2年度から3年度への最低賃金の上昇率（3.03%）を反映させた。

職 種 / 年 度	3年度	上昇率	4年度
施設の清掃業務、調理員 等	981円	3.03%	1,011円

(2) 火葬業務

「施設の清掃業務等」の最低額と同様に市職員（労務職）の給与を勘案し、勤務の特殊性から「施設の清掃業務等」の最低額よりも高めに設定しているが、3年度の最低額（1,003円）では、「施設の清掃業務等」の4年度の最低額（1,011円）に逆転されるため、2年度から3年度への最低賃金の上昇率（3.03%）を反映させた。

職 種 / 年 度	3年度	上昇率	4年度
火葬業務	1,003円	3.03%	1,034円

(3) 介護職員、生活支援員等

「国家資格を有しない者」については、従来の「介護職員、生活支援員等」の最低額を引き継ぐものとし、3年度の最低額（988円）では、「施設の清掃業務、調理員等」の4年度の最低額（1,011円）に逆転されるため、野田みどり会と協議し、2年度から3年度への最低賃金の上昇率（3.03%）を反映させた。

「国家資格を有する者」については、野田みどり会と協議し、「国家資格を有しない者」のベースアップの金額を反映して設定した。

職 種 / 年 度	3年度	上昇率	4年度
介護職員、生活支援員 等（国家資格を有しない者）	988円	3.03%	1,018円

介護職員、生活支援員 等（国家資格を有する者）	—	—	1,077 円
-------------------------	---	---	---------

2 市の一般職の給与を基準とする職種

「施設の維持管理事務員、コンピュータ指導員等」、「給食配送員、運転士」、「栄養士、保育士等」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員、図書館業務従事者等」、「介護支援専門員」が対象の職種となる。

本年8月の「月例給の改定を行わない」とする人事院勧告に基づき、給料表の改定は行わないことから、据え置くこととした。

職 種 / 年 度	3年度	上昇率	4年度
施設の維持管理事務員、コンピュータ指導員等	1,043 円	0%	1,043 円
給食配送員、運転士	1,051 円	0%	1,051 円
栄養士、保育士	1,084 円	0%	1,084 円
看護師、機能訓練指導員	1,134 円	0%	1,134 円
学芸員、生活相談員、図書館業務従事者等	1,192 円	0%	1,192 円

3 実際の賃金水準を勘案する職種

「施設の電話交換、受付及び案内業務」、「舞台機器操作業務」、「店長」の最低額の基準は、実際の賃金水準を勘案することとしており、当該事業者等の賃金に基づき、設定している。

(1) 施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務

最低額が直近上位の「給食配送員、運転士」に統合した。

職 種 / 年 度	3年度	上昇率	4年度
施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務	1,032 円	1.84%	1,051 円

(2) 店長

実際の売上金で全てを賄うこととする指定管理協定における特殊な職種であることを考慮して据え置くこととし、次の更新年度である5年度に引き上

げを検討する。

職 種 / 年 度	3 年 度	上 昇 率	4 年 度
店長	1,100 円	0 %	1,100 円

4 建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準を基準とする職種

(1) 建築保全業務労務単価を基準とする職種

「施設の警備及び駐車場整理業務」、「設備の運転管理及び保守点検業務」が対象の職種となる。

国土交通省から公表される東京地区の建築保全業務労務単価により、「施設の警備及び駐車場整理業務等」は『警備員C』、「設備の運転管理及び保守点検業務等」は『保全技術員補』の単価を時給換算した80%の額としているが、例年12月に公表されるため、公表された単価により算出した額を最低額とする。

職 種 / 年 度	3 年 度	上 昇 率	4 年 度
施設の警備及び駐車場整理業務 等	1,260 円		
設備の運転管理及び保守点検業務 等	1,680 円		

(2) その他の公的機関が定める基準を基準とする職種

「介護支援専門員」が対象の職種となる。

市パートタイム会計年度任用職員の報酬の額を基準として設定しており、当該報酬の額は、本年8月の「月例給の改定を行わない」とする人事院勧告を踏まえ据え置きとなるため、据え置きとする。

職 種 / 年 度	3 年 度	上 昇 率	4 年 度
介護支援専門員	1,353 円	0 %	1,353 円

表 14 最低賃金と最低額の比較表

〈凡例〉							
		最低賃金▶上段：最低賃金	中段：対前年度上昇額	下段：対前年度上昇率			
		最低額▶上段：最低額	中段：最低賃金との間差額	下段：対前年度上昇率			
職種 / 年度		29	30	元	2	3	4
最低賃金	千葉県	868	895	923	925	953	982
		+26円	+27円	+28円	+2円	+28円	+29円
		3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.00%
最低賃金	全国加重平均	848	874	901	902	930	958
		+25円	+26円	+27円	+1円	+28円	+28円
		3.04%	3.07%	3.09%	0.11%	3.10%	3.00%
最低額	清掃業務、調理員等 【野田市労務職】	891	919	948	978	981	1,011
		+23円	+24円	+25円	+53円	+28円	+29円
		—	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%
	介護職員、生活支援員等（国家資格を有しない者） 【賃金相場】※分割	938	938	955	985	988	1,018
		+70円	+43円	+32円	+60円	+35円	+36円
		—	0%	1.81%	3.13%	0.22%	3.03%
	火葬業務 【野田市労務職】	975	981	990	1,003	1,003	1,034
		+107円	+86円	+67円	+78円	+50円	+52円
		—	0.62%	0.92%	1.31%	0%	3.03%
	施設の維持管理事務員、コンピュータ指導員等 【野田市初級職】	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
		+100円	+103円	+107円	+118円	+90円	+61円
		—	3.09%	3.11%	1.22%	0%	0%
	施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務 【賃金相場】※給食配送員、運転士に統合	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032	1,051
		+132円	+105円	+77円	+107円	+79円	+69円
		—	0%	0%	3.13%	0%	1.84%
	給食配送員、運転士 【野田市技能職】	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051
		+132円	+136円	+116円	+126円	+98円	+69円
		—	3.09%	0.70%	1.08%	0%	0%
	介護職員、生活支援員等（国家資格を有する者） 【賃金相場】※分割	—	—	—	—	—	1,077
		—	—	—	—	—	—
—		—	—	—	—	—	
栄養士、保育士等 【野田市中級職】	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084	
	+191円	+170円	+151円	+159円	+131円	+102円	
	—	0.57%	0.85%	0.93%	0%	0%	
店長 【賃金相場】	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	+132円	+205円	+177円	+175円	+147円	+118円	
	—	10.00%	0%	0%	0%	0%	
看護師、機能訓練指導員 【野田市中級職】	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134	
	+245円	+225円	+201円	+209円	+181円	+152円	
	—	0.63%	0.36%	0.89%	0%	0%	
学芸員、生活相談員、図書館業務従事者等 【野田市上級職】	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192	
	+299円	+278円	+259円	+267円	+239円	+210円	
	—	0.51%	0.77%	0.85%	0%	0%	
施設の警備及び駐車場整理業務等 【建築保全業務労務単価】	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	※	
	+272円	+255円	+277円	+315円	+307円		
	—	0.88%	4.35%	3.33%	1.61%		
介護支援専門員 【野田市会計年度任用職員】	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353	
	+471円	+446円	+420円	+428円	+400円	+371円	
	—	0.15%	0.15%	0.74%	0%	0%	
設備の運転管理及び保守点検業務等 【建築保全業務労務単価】	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	※	
	+672円	+675円	+697円	+735円	+727円		
	—	1.95%	3.18%	2.47%	1.20%		

※例年12月に公表される最新の建築保全業務労務単価により算出する。